

第5回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成17年11月14日（月）11：00から

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事（総務担当副学長），和田理事（教育担当副学長），佐々木理事（財務担当）

欠席者：なし

議事に先立ち、前回（10月11日）開催の役員会の議事要旨の確認が行われた。

議題1 国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程の一部改正について資料1)

学長から、このたびの人事院勧告による平均年間給与の減額に伴い、先の役員会において本学における人事院勧告の取り扱いでもお諮りしたとおり、教職員の給与については、国家公務員の支給基準に準拠して行うこととしており、役員報酬も同様の取り扱いといたく、役員報酬規程の一部を改正するもので事務局から説明の後、審議願いたい旨発言があった。

次いで事務局から、独立行政法人通則法第52条第3項の準用に基づき配付資料1のとおり、基本給月額を引き下げ改正し、勤勉手当については役員の意向により引き上げしない旨説明の後、学長から、役員報酬規程の一部改正について提案があり、審議の結果、原案どおり承認された。

議題2 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程及び国立大学法人小樽商科大学再雇用職員就業規則の一部改正について（資料2）

学長から、本学職員給与についても議題1と同様に、本学職員給与規程及び本学再雇用職員就業規則の一部を改正するもので事務局から説明の後、審議願いたい旨発言があった。

次いで事務局から、配付資料2-1及び2-2に基づき、職員給与の改正については、基本給等を引き下げし、勤勉手当の引き上げをする。再雇用職員の給与の改正についても、職員給与規程を準用しているため、基本給を引き下げし、勤勉手当を引き上げる。なお、非常勤職員の給与については、職員給与規程を準用しているが、基本給の変更は本年の雇用期間中は行わず、期間雇用職員にあっては勤勉手当の引き上げを行うこととなる旨説明の後、学長から、職員給与規程及び再雇用職員就業規則の一部改正について、提案があり、審議の結果、原案どおり承認された。

報告1 大学院商学研究科現代商学専攻博士後期課程設置構想について（資料3）

山本理事（大学院改組検討ワーキンググループ座長）から、博士後期課程設置構想について、本年2月17日開催の教育研究評議会において、大学院改組検討ワーキンググループが設置され11回にわたり検討を重ね、7月27日開催の教育研究評議会において、設置構想案（中間報告）の報告を行い、全教員に配付し意見を伺ったところであり、この度、設置構想（案）がまとまり、11月9日開催の学部・大学院合同教授会及び教育研究評議会において、承認された。

今後は、この設置構想を基に、平成19年度開設に向けて、文部科学省に対する折衝及び設置審査等の対応を進めていく旨報告があった。

報告2 第10回～第11回教育研究評議会について

学長から、教育研究評議会（第10回～第11回）の審議・報告事項のうち、大学院商学研究科現代商学専攻博士後期課程設置構想は報告しているため、報告事項として特にない旨発言があった。

次いで、学長から、次回の役員会については、開催する場合に改めて連絡する旨発言があった。

学長から、独立行政法人（国立大学法人に準用）の役職員の給与改定は、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する（「公務員の給与改定に関する取扱について（平成17年9月28日閣議決定）」）とされていることから、このたびの国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等を改正する例に準じて対処するため、本学職員給与規程及び本学再雇用職員就業規則の一部を改正するもので事務局から説明の後、審議願いたい旨発言があった。